

日本感染症医薬品協会奨励賞ご応募の留意点

公益財団法人 日本感染症医薬品協会

今般は、標記奨励賞にご応募とのご意向を伺い、感謝申し上げます。同奨励賞は平成11年に設けられましたが、本会の主旨である抗生物質及び関連医薬品領域における研究の進展を目的として、主として臨床に関連する研究に対して奨学助成金を授与致しております。

同奨励賞の選考委員会では、過去の選考を通じて、本来の応募目的が申請書に具体的に記述されておらず、広範囲で抽象的な記述になりがちなことを懸念され、応募される先生方には以下の点について留意されるよう要請しております。

選考は、応募された研究内容が本奨励賞の目的に合致し、その奨学助成金が有意義に活用されることを主眼として行われますので、ご応募の先生方には、選考委員を十分に納得させる申請書を作成して戴きたく、下記の事項をご熟読・ご検討の上、お書き下さるようお願い申し上げます。

- (1) 申請書には、研究の目的、研究の方法、研究の発展性、研究の独創性、研究成果のもたらす効用・実用性の5項目が明確に記述されている必要があります。
- (2) 応募する研究課題が、新たに着手しようとする研究であるのか、今までに行われてきた研究の継続であるのか、継続であるならば、どの段階までが解明されているのかというような、研究の位置付けの説明が必要です。
- (3) 本奨励賞の授与対象は「主として臨床に関連する研究」となっております関係上、今までの申請においては、無理に臨床と結び付けようとして、本奨学助成金の金額だけでは到底カバーできないような広範な研究テーマとして記述されている例もあります。基礎的な研究であっても現在または近い将来の臨床に役立つものであれば、十分に「臨床に関連する研究」と判断されますので、実現可能な具体的な研究テーマに絞って申請書を作成するようにご配慮下さい。
- (4) 如何に優れた研究であっても、多額の研究費を必要とする研究は、本奨学助成金では到底カバーできません。広範な研究あるいは多額の費用を要する研究であっても、本奨学助成金を受けて研究を行えば、それらの研究の中のどの部分が解明されるのか、または一助となるのかを明確に記述して戴ければ、審査の対象になりますので、その点を具体的に記すようご配慮下さい。
- (5) 本奨励賞の授与に際しては、当該研究課題に関連した受賞講演を行って戴きます。また、受賞後3年以内に学会機関誌または学術誌に研究成果の発表が義務付けられています。そのためには、ユニークな研究を明解に纏めることが必要になります。余りに広範囲で抽象的な研究課題や研究方法は難点があると判断されます。オリジナリティーに富み、研究成果の報告の聴衆・読者が感銘を覚えるような研究を立案・遂行されることが望まれています。

以上のような留意点が選考委員会より伝えられております。応募者各位におかれましては、各事項にご留意戴き、選考委員に疑問を抱かせないような適切な申請書を作成戴きたくお願い申し上げます。文末になります、ご研究の益々のご発展を祈念申し上げます。